

動物取扱業者登録簿の閲覧

- 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない、とされています。
- この規定は、利用者等が容易に、かつ確実に、登録の状況を把握できるように設けられたものです。
- 福井県では、各健康福祉センターのホームページに、各センターにおける登録状況を掲載しています。